

公益社団法人 日本精神神経学会「PCN Reports 最優秀論文賞」規約

(目的)

第1条 本賞は、Psychiatry and Clinical Neurosciences Reports (PCN Reports) 誌に発表された優秀論文を顕彰し、精神医学の発展に寄与することを目的とする。

(受賞対象)

第2条 本賞の受賞論文は、該当年（前年の12月～該当年の11月末）にPCN Reports 誌に発表された優秀論文1本（原則）とする。

(受賞内容)

第3条 本賞の受賞論文の著者には総会において賞状および副賞が授与され、著者代表に講演の機会が与えられる。

(受賞論文の選考)

第4条 本賞の受賞論文の選考は、PCN Reports 編集委員会が行う。

(受賞論文の決定)

第5条 理事会は、PCN Reports 編集委員会委員長からの選考結果の報告に基づいて受賞論文を決定する。

申し合わせ事項

1. 該当年に選考を担当するPCN Reports 編集委員は、ノミネート論文を規約と申し合わせ事項に従って評価し、最終的にPCN Reports 編集委員会で合議の上、受賞論文を選考する。
2. 被推薦論文の共著者などの利益相反のある委員は、PCN Reports 最優秀論文賞の選考における当該の論文の審査は行わない。
3. PCN Reports 編集委員会委員長は、被推薦論文の審査に必要と考えられた場合は、若干名の非選考委員（海外の非学会員を含む）に書面評価を依頼することができる。
4. 受賞論文の著者（correspondence author）への連絡はPCN Reports 編集委員長が行なう。
5. 副賞は10万円相当のものとする。

付則

- 一 この規則は、理事会の承認を得て改定できるものとする。
- 二 本規則は令和4年11月19日より施行する。